生活に何かと役立つ連載コラム

つぶやきがんちゃんの

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol.75

今月のテーマ　情報の活用を考える Part.2

さて、今更ながら情報とは何ぞや…！？何気に「情報」という言葉はよく使うが、この先の理解を深めるためにも改めてその真意を考えてみよう。

辞書での解説を見てみると「文字・数字などの記号やシンボルの媒体によって伝達され、受け手において、状況に対する知識をもたらしたり、適切な判断を助けたりするもののこと」とあった。もう少し砕くと、様々な媒体によって伝達される情報は、私たちの周りで起こる事象を分かりやすくするための知識の提供と、判断の手助けに役立つものであるようだ。

例えば、台風情報や地震情報は、農業被害を未然に防ぐ対策をしたり、命を守るための事前の非難には欠かせない情報だ。しかし、これらの情報が間違っていたり、真逆の情報だったらどうだろうか？分かりやすくするはずの知識は混乱を招き、適切な判断を助けるはずが命に係わる事態にもなりかねない。情報というものは正しいからこそ価値になるもので、そうでなければ毒にもなりかねない危うさをも孕んでいるのである。情報を発信する側が、その取扱いに細心の注意を払うことは勿論だが、受け手もまた、その信憑性に対する注意を怠ってはならない。

間違った選択にならないためにも、出所の「情報機関」、「情報網」、「情報誌」など、情報源の正しい選択は極めて重要で、情報化社会と言われる中、その多様さゆえに入手方法と入手先の選択は慎重に行う必要がある。

私たちの周りは、実に沢山の情報であふれている。情報の二文字の前に言葉をくっつけると、交通情報、気象情報、就職情報、株価情報、特売情報などなど「○○情報」なるものは無数にあると言っていいくらいだ。

しかし、この度の情報考察は「○○情報」と表現されるような、直接的な情報だけではなく、私たちの周りにある制度や仕組みを、あえて特定のものと繋げてみなければ見えてこないモノを、生活設計に活かそうというものだ。単一的な情報をそれだけに終わらせたくないし、転んでもただでは起きたくない。これが“つぶやきがんちゃん”流であり、泥臭さであるのかもしれないなあ。

●見えていても見えないもの

情報を活用するためには、当然ながらその情報が見えていなければならない。しかし、必要な情報がすべて見えているかというとそうではなく、むしろ見えていない情報の方が多い。本当に有益で必要とする情報はあえて追っかけないと見えてこないものだ。つまり、黙って手あぐらをかいていても情報は降ってこない。勝ち組 負け組という言い方があるが、その分かれ目は情報の活用にあると言っても良いのかもしれない。何をもって勝ち組とするかはさまざまな評価があるだろうが、勝ち組と呼ばれる人の多くを見てみると、たまたま偶然が重なったとは思えない。全ての結果は何らかの理由が存在していると考える方が自然だし、説明も付く。その理由は、人以上の勉強や努力、はたまた情報を駆使した周到な計画や準備に裏打ちされているのかもしれない。

もし、現状に抱える問題があるとすれば、それ自体にも何らかの理由が存在するはずだ。おかしなもので、同じ風景や景色を見た場合、網膜には全く同じ像が捉えられるのだが、不思議なことに同じように見えているとは限らない。いつも走り慣れている道路上にラーメン屋さんが新規出店したとして、ラーメン好きの人は敏感に反応するが、興味を持たない人は、網膜には映し出されていたとしても、“えっ、そんなのあったっけ？”てなことになる。情報も同様で、ニュース等で報道されていても、活かせる情報でありながらも興味を持たなければ、ただ通り過ぎるばかりだ。ああ、もったいない…！

何を言いたいかというと、同じ環境に居ながらにして、貯蓄が多くできる人とそうでない人、家計の節約が進む人とそうでない人、格差が生じるのは“見えていても見えていない”など、情報活用が出来ていないということが少なくない。そして、その格差は、無限大に拡がる。

有益な情報活用をするためには、常にセンサーを研ぎ澄まし、何が使えるのかのフィルタリングを日常化したいものだ。進むデジタル化の中で、多くの商品に搭載されてい

齋藤廣勝（さいとう ひろかつ）
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所　年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

こちら

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか？
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

total life support 募集代理店 株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間／9:30～19:00
● 定 休 日／水曜日
TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

詳細はホームページでもご覧いただけます。

るセンサーの感度は飛躍的に向上しているのだが、その反動なのか人間のセンサー感度は逆に下がっているように思えてならない。皆さん自身の感度はどうですか…？

そして、その先にもう一つ、見つけた情報を実際に活用するという行動が欠かせないのだ。効果の実額を考えれば、面倒くさいなどと行動をためらっている場合ではないのだが…。

●住宅ローン情報の活用

秋田県の持ち家比率は78・4％で47都道府県中1位となり、かつての1位富山県(77・5％)を追い越してしまった。現金で取得する方はそうは多くはないはずだし、住宅ローンを抱える世帯は相当数に上るものと推察される。

総務省の「家計調査」による返済負担率(土地・家屋借金返済のある勤労者世帯の平均値)は20・0％(返済額※可処分所得(税金と社会保険料を差し引いた残りの所得。自由に使える手取り収入)を占め、30年前の14・6％と比較するとかなり多くなっている。仮に可処分所得が500万円だとすると年間100万円(月平均83333円)の返済となり決して少ない金額ではない。

かつて、住宅金融公庫の住宅ローンは最長25年とする時代もあったが、現在はというと民間の金融機関を含め最長35年と長くなっている。これにより毎月の返済額は少なくて済むし、借りやすくなったと言われているが、決して返しやすくなった訳ではない。退職後も返済が続く方が少なくないはずだ。

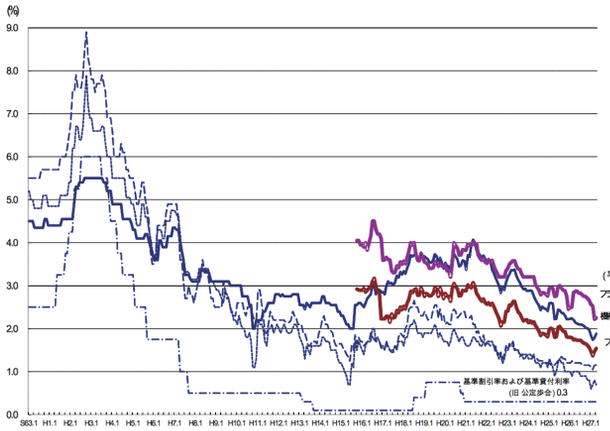

(表1)住宅ローン金利等の推移　国土交通省「平成26年度　住宅経済関連データ」より抜粋

これまで、いちファイナンシャルプランナーとして、借換や繰上返済等の有効性を解説し、住宅ローンの見直しを提唱してきたが、実際に行動に移している方は一部に停まっている。これらの情報は見えていないのだろうか？それとも、見えていても行動に移していないだけなのか…。

ここで改めて「住宅ローン金利等の推移(※表1)」を見てみよう。グラフからも見ても一目瞭然、今や信じられないと言っていいくらいの低金利で、史上最低の金利となっているのである。これらの情報を、自らの家計改善にリンクさせれば、家計改善の最大効果に繋がると言っても過言ではない。このまま何もしない手はないはずなのだが…!?

●年金情報の理解と活用(老齢年金)

〝年金制度は何かと難しくて分かりにくい〟と思われている方が実に多い。誕生以来、制度の内容も大きく変遷し複雑さを増していることからしても、分からない訳ではないが、日本に暮らす以上は避けて通れない重要な問題だ。

金融広報中央委員会の調査(平成25年)では、78・4％もの世帯が「老後における生活資金源」に公的年金を上げており、全体の81・6％の世帯が老後の生活を心配している。これらの数値からしても、公的年金は老後生活の経済的な根幹をなすものであり、〝知らない〟、〝分からない〟では済まされない。生活設計の大前提となる情報として位置づけなければならない。しかしながら、多くの方が自身の年金の実態を把握しきれておらず、悶々とした不安を抱えているのが現状だ。

老後生活の不安解消と問題解決のためにも、社会保険労務士やFP(ファイナンシャルプランナー)に「年金定期便」を持って相談してみることをお勧めしたい。そして、現実が見えたところから解決のための方策を立てていかなければならない。

●公的年金は生命保険!?

公的年金での給付の種類は表2のように、老齢給付以外にも重要な役割を持っていることを皆さんはご存じだろうか。ここでは、万が一のことがあった場合の家族のための保障と生命保険を考える上で、避けては通れない遺族年金の概要を解説してみることにする。

国民年金に加入中の方に万が一のことがあった場合に支給される遺族年金が「遺族基礎年金」、厚生年金に加入中の方に万が一のことがあった場合に支給される遺族年金が「遺族厚生年金」だ。厚生年金に加入している方の遺族年金は2階建ての保障となっており、遺族基礎年金とこの遺族厚生年金を合わせた金額が支給される。

(表2)

	基礎年金	厚生年金
老齢給付	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害給付	障害基礎年金	障害厚生年金
遺族給付	遺族基礎年金	遺族厚生年金

厚生年金に加入中の参考例では、遺族が妻と子供2人(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者)、の場合、その受給額は「月額140000円」程になる。1年間では168万円、仮に10年間受給したとすると1680万円になる。決して少なくない金額だ。遺族年金を言い換えれば生命保険と言えるし、生命保険のプランニングは遺族年金の情報無くして語ってはいけない。さらに、これまで遺族年金の対象者は「子のある妻」に限られていて、「子のある夫」つまり父子家庭には給付されるものは一切無かった。それが平成26年4月からは父子家庭にも遺族基礎年金が支給されるようになった。これにより妻の生命保険料削減が可能になるだけに、この改正は大変大きな意味を持つ。仮に子供が0歳のときに妻がなくなったとすると、その受給金額は総額はおよそ1800万円にも上る。

〈参考例〉(子のある妻が支給)

加入年金	厚生年金(25年未満)
標準報酬月額	300,000円
遺族	妻と子供2人
受給金額	約140,000円

これらの情報を知らずして、家族のための保障を生命保険だけで作ろうとすると無駄な保険料負担を発生させてしまうことになってしまいかねない。少ないより多い方がいいじゃない〟と思うかもしれないが、保険料負担を考えると、大きすぎることは決して良いことではない。先ずは、遺族年金の受給できる期間と受給金額の正確な試算が必須だ。実際の試算データを開示すると、その金額の意外な大さに驚く方が多い。世帯主に万が一のことがあった場合の残された遺族にとっては、不安を解消できる大切な情報だ。

家族の保障を考えることは、万が一のことだけではない。無駄な保険料を削減し、老後に向けた「生きるための準備」も怠る訳にはいかない。全ての方に、公的年金と生活設計を前提とした生命保険の見直しをお勧めしたい。

注:遺族年金の受給資格を得るには一定の条件を満たすことが必要です。詳細については〝専門家による試算〟を依頼されることをお勧めいたします。

●情報活用手段の確立

情報の有効活用は、何も前述したものだけではない。あらゆるものに対し情報が存在し、判断の材料として欠かせない。そして、その情報全てに対してエキスパートになるのは難しい。であれば、ドクターのような罹りつけ専門家とのオンライン化をお勧めしたい。

来月号は、本年10月、何やら火災保険の保険料や仕組みが大きく変わるらしい。気象が地球規模で激変し、その補償確保が気になるところだが、その内幕をのぞいてみよう。